

## 就業不適格会員に対する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益社団法人筑西市シルバー人材センター就業適正委員会設置要綱第2条の所掌事項を処理し、会員の就業上不適格な行為を防止・是正することによって就業の適正化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において就業上不適格な会員(以下「不適格会員」という。)とは、次に掲げる社会人・職業人としてのモラルやマナー等に欠けるもの、あるいは顧客との契約事項や就業規程等に反する行為を行うなど、シルバー人材センターの信頼を失墜するものをいう。

#### (1)就業時間、就業先でのルールを守らない行為。

- ア. 遅刻等、就業時間を守らないもの。
- イ. 無断で就業を休んだもの。
- ウ. 会員就業規則等の諸規定、仕事先でのルール等を守らないもの。

#### (2)顧客からの苦情及びクレーム行為。

- ア. 就業状態等について顧客から苦情のあるもの。
- イ. 就業状態等について顧客から就業の中止を求められたもの。
- ウ. 他の会員等を誹謗中傷するもの。
- エ. 守秘義務を怠り、就業先に迷惑をかけるもの。
- オ. 会員間の協調性に欠け、グループ等での仕事が出来ないもの。

#### (3)顧客や第三者に対し迷惑行為。

- ア. 接客・接遇が悪いもの。
- イ. 暴言、嫌がらせ等を行うもの。
- ウ. 顧客や第三者が迷惑と感じる行為を行うもの。

#### (4)就業において交通ルールや安全就業基準を守らない行為

- ア. 事故報告書を速やかに提出しないもの。
- イ. 酒気を帯びて就業するもの。

#### (5)センターの信用や名誉を著しく失墜させる行為

- ア. 窃盗、傷害等刑法に抵触するもの。
- イ. 受注票の虚偽記載、または白紙押印の要求をするもの。
- ウ. センターを通さずに受注、就業または金銭を直接授受するもの。
- エ. 作業条件、配分金等について発注者と直接交渉及び上乗せ要求するもの。
- オ. 就業において、発注者に飲食等を要求するもの。
- カ. 就業先において請負・委任契約がきちんと履行できないもの。

### (不適格会員に対する措置)

第3条 不適格会員に対しては、その軽重に応じ次に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1)戒告 嚴重に注意する。
  - (2)就業停止 1日以上3ヶ月未満の期間の就業を停止する。
  - (3)就業中止 現在の職種を就業禁止及び3ヶ月以上の期間の就業を中止する。
  - (4)退会勧告 退会を勧告する。
  - (5)除名 センター定款により除名する。(総会において)
- 2 前項に掲げる措置は、就業適正委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て理事会において決定する。ただし、前項第1号の比較的軽易なものについては、理事会の承認を省略することができる。

#### (措置の申し入れ)

第4条 会員は、就業不適格と思われる会員への措置を理事長に申し入れることができる。

#### (措置手続き)

- 第5条 苦情、申し入れ等により不適格と思われるものがあるときは、理事長は速やかに当該事案について調査し、その結果を添えて委員長に審議を要請しなければならない。
- 2 措置の申し入れをした会員、又は措置の対象となった会員は、委員会において趣旨説明あるいは弁明等を行うことができる。
  - 3 委員長は、委員会の審議結果及び当該会員に対する措置を理事長に報告する。
  - 4 理事長は、委員会より報告された事案を理事会に付議する。但し、委員会が第3条第1項第1号の措置に該当すると判断したものについては、理事会への付議を省略し、委員長名で実施することができる。
  - 5 委員会で協議され第3条第1項第1号に該当するものについては、委員長が、又理事会で決定された第3条第1項第2号から第5号に該当するものについては理事長が文書で本人に通告する。

#### (不服申し立て)

第6条 この通告に不服がある場合には、その通知の受領後1ヶ月以内に理事長へ書面により不服申し立てをすることが出来る。

#### (申し立ての審議)

- 第7条 理事長は、この不服申し立てに対して委員長へ再審するよう要請する。
- 2 委員長は、その要請を受けて速やかに委員会を開催し、その結果を理事長へ報告しなければならない。
  - 3 理事長は、委員会より報告された事案を理事会へ付議しなければならない。
  - 4 理事会で決定された結果を理事長は、文書で本人に通告しなければならない。

#### (その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定める。